

第4章 許可基準

盛土規制法の許可を受けるにあたっては、許可の申請が次に掲げる基準に適合している必要があります。

- (1) 工事の技術的基準【法第13条第1項、第31条第1項】
※「4-1」参照
- (2) 所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用又は収益を目的とする権利を有する者の全ての同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】
※「4-2」参照
- (3) 周辺地域の住民への周知【法第11条、法第29条、省令第6条】
※「4-3」参照
- (4) 設計者の資格【法第13条第2項、第31条第2項】
※「4-4」参照
- (5) 工事主の必要な資力及び信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】
※「4-5」参照
- (6) 工事施行者の必要な能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】
※「4-6」参照

4-1 技術的基準への適合（法第13条第1項、法第31条第1項）

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。

詳細は「5章 技術的基準」をご確認ください。

【政令に規定する技術的基準】

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁
第10条	練積み造の擁壁
第11条	擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面等の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事

4-2 土地所有者等の同意（法第12条第4項、法第30条第4項）

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

工事予定の土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①権利者一覧表、②同意書、③公図の写し、④土地の登記事項証明書を提出する方法により確認します。

4-2-1 同意を必要とする権利者

工事予定の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、質権、賃借権、採石権又は使用借権を有するとともに、当該土地を使用する権利者

4-2-2 必要書類

【土地に関する権利】

- ・ 権利者一覧表（細則様式第5号）
- ・ 同意書（細則様式第6号）

【建築物その他の工作物に関する権利】

- ・ 権利者一覧表（細則様式第5号）
- ・ 同意書（細則様式第6号）

【添付書類】

- ・ 公図の写し（工事区域を赤線で囲み明示してください。）
- ・ 土地登記事項証明書
- ・ 同意者の印鑑登録証明書

4-2-3 印鑑証明書の添付

同意者の意思確認上必要な書類となるため、同意書には、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。関係の登記事項証明書に記載されている者としてします。

4-2-4 同意者について

登記事項証明書に記載されている権利者が死亡している場合においては、相続人全員の同意書が必要となります。

4-3 周辺地域の住民への周知（法第11条、第29条）

工事主は、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければなりません。

許可申請書に添付する「周知措置報告書（県細則様式第7号）」により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

4-3-1 周知の方法（省令第6条）

工事の内容について、次のいずれかの方法により周知を行う必要があります。

- (1) 説明会の開催
- (2) 書面の配布
- (3) 工事を行う土地又はその周辺に掲示するとともに、インターネットで住民の閲覧に供する（※掲示とネット閲覧の両方が必要）

なお、災害の生ずるおそれ特に大きい土地（※溪流部）において、高さ15m超の盛土をする場合は、「(1) 説明会の開催」による周知が必須となります。

4-3-2 周知内容

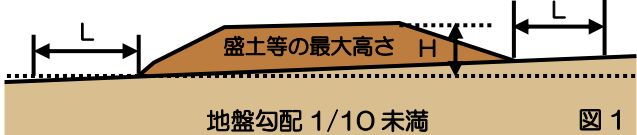
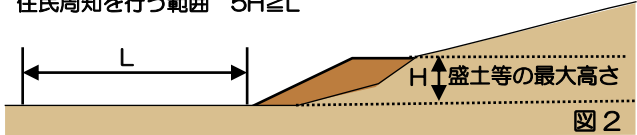
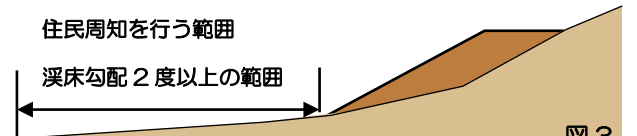
少なくとも以下の内容について周知を行ってください。

- 1 工事主の氏名又は名称
- 2 工事が施行される土地の所在地
- 3 工事施行者の氏名又は名称
- 4 工事の着手予定日及び完了予定日
- 5 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- 6 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- 7 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

4-3-3 周知措置報告書に記載する内容

- 1 申請者の氏名及び住所
- 2 工事が施行される土地の所在地及び地番
- 3 周知措置の方法
- 4 周知期間（説明会開催日時）
- 5 説明会参加者数
- 6 配布範囲・掲示場所
- 7 住民からの意見等

4-3-4 周知の範囲

盛土等の区分	住民周知の範囲	
1 平地盛土 2 切土 3 土石の堆積	必ず周知	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さHに対して、水平距離2H以内の範囲（※図1のLの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 住民周知を行う範囲 $2H \geq L$ 
	必要に応じ周知	○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲
腹付け盛土	必ず周知	○盛土のり肩までの高さHに対して、盛土のり肩から下方の水平距離5H以内の範囲（※図2のLの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 住民周知を行う範囲 $5H \geq L$ 
	必要に応じ周知	○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲
1 溪流等における高さ15mを超える盛土 2 溪流等における盛土（1を除く） 3 谷埋め盛土（1及び2を除く） 4 腹付け盛土のうち、図2のLの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（1及び2を除く）	必ず周知	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲 ○盛土等を行う土地の隣接地 住民周知を行う範囲 溪床勾配2度以上の範囲 
	必要に応じ周知	○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲

4-4 設計者の資格 (法第13条第2項、法第31条第2項)

以下に該当する工事の設計のためには、一定の資格が必要となります。

【一定の資格が必要な工事】

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

「設計者の資格に関する申告書 (細則様式第4号)」及び次表に示す書類により、設計者が以下のいずれかの必要な資格を有していることを確認します。

政令第22条	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
第1号	大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証明書 ・ 実務経験証明書
第2号	短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
第3号	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
第4号	高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
第5号	大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ・ 実務経験証明書
	技術士(建設部門、農業部門(農業農村工学、農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士の資格証明書
	一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士の資格証明書
	土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成技術講習会修了証書 ・ 実務経験証明書

また、資格の要否にかかわらず、以下のいずれかの書類を提出してください。

住民票、個人番号カード(表面のみ、番号を黒塗りしたもの)
 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、
 在留カード、特別永住者証明書

4-5 工事主の資力・信用（法第12条第2項、法第30条第2項）

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

「工事主の資力・信用に関する申告書（細則様式第8号）」及び以下の資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の資力及び信用に関する申告書 （細則様式第8号） ・ 資金計画書（国様式第3） ・ 預金残高証明書 ・ 資金借入又は融資証明書 ・ 誓約書（県参考様式） ・ 前年度分の納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の資力及び信用に関する報告書 （細則様式第8号） ・ 資金計画書（国様式第3） ・ 預金残高証明書 ・ 資金借入又は融資証明書 ・ 誓約書（県参考様式） ・ 前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書

※納税証明書は以下の両方の証明書を添付してください。（前年度分）

- ・ 法人税又は所得税の納税証明書
- ・ 県税の未納なし証明書

4-6 工事施行者の能力（法第12条第2項、法第30条第2項）

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

「工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第9号）」及び以下に示す書類により、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

1 工事施行者が法人の場合

	添付書類	
	建設業許可を受けている場合	建設業許可を受けていない場合
法人登記事項証明書（原本）	○	○
建設業許可通知書の写し又は建設業許可通証明書	○	—
工事を指導・監督する技術者の資格証明書など	○	○
業務経歴を証する書類（契約書の写し等）	○	○
前年度分の納税証明書	○	○

2 工事施行者が個人の場合

	添付書類
氏名及び住所を証する書類	○
工事を指導・監督する技術者の資格証明書など	○
業務経歴を証する書類（契約書の写し等）	○
前年度分の納税証明書	○

※氏名及び住所を証する書類は以下のいずれかを提出してください。

住民票、個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）
 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、
 在留カード、特別永住者証明書

※納税証明書は以下の両方の証明書を添付してください。（前年度分）

法人税又は所得税の納税証明書、県税の未納なし証明書

※許可申請までに、工事施行者が未定の場合は、その理由書を添付し、許可申請書へは「未定」と記入してください

4-7 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積は許可期限が5年以内となっています。これは、盛土や切土などの恒久的な造成工事とは異なり、一時的に堆積することを前提としているためです。

許可した土石の堆積が期間を満了する場合には、当該土石の堆積を除却することとなります。

なお、ストックヤード業など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更の許可が必要となります。変更の許可の際は、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量の確認など、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認します。